一般競争入札の実施（公告）

子どもスポーツ環境整備事業業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和８年11月２日

長崎県知事　平田　研

1　一般競争入札に付する事項

(1) 業務番号　　８教体第３０５号
(2) 業 務 名　　子どもスポーツ環境整備事業業務委託
(3) 履行場所　　仕様書による。
(4) 履行期間　　契約締結の日から令和９年３月14日まで
(5) 業務概要　　入札説明書による。
(6) 入札の方法等

①落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

②入札は、別に指定する入札書（第８号様式）及び入札用封筒（第９号様式）に必要事項を記載して、記名押印の上、入札当日に入札者又はその代理人が直接入札箱に投函すること。なお、電送及び郵送による入札は認めない。

③開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

④入札執行回数は３回を限度とするが、３回までに決定しない場合は、最低価格をもって入札した者と見積の協議を行う場合がある。

⑤代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは同項第１号の規定に該当しない者である。
(2) 令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
(3) 子どもスポーツ環境整備事業業務委託にかかる競争入札の参加者の資格等（告示）（令和８年 11 月２日付）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を得ていること。
(4) この公告の日から６の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
(5) この公告の日から６の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3　入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

なお、申請にあたっての詳細については、子どもスポーツ環境整備事業業務委託にかかる競争入札参加資格申請の手引及び競争入札の参加者の資格等（告示）による。

＜申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先＞

（住所）〒850－8570 長崎県長崎市尾上町３番１号
（名称）長崎県教育庁体育保健課競技力向上対策班
（電話）095－894－3413
（提出期限）令和８年 11 月 13 日

4　入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者であること。

5　当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850－8570 長崎県長崎市尾上町３番１号

（名称）長崎県教育庁体育保健課競技力向上対策班

（電話）095－894－3413

6　入札の日時及び場所

（期日）令和８年12月８日（火）　13時30分

（場所）長崎県庁行政棟6階603会議室

入札当日が悪天候（大雨等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に５の部局へ連絡すること。

7　契約事項を示す場所

５の部局

8　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9　入札説明書等の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和８年11月13日（金）まで（県の休日を除く。）の午前９時から午後５時

（場所）５の部局

10　同等品（同等システム）承認願及び質問の提出場所及び受領期限

（場所）５の部局

（期限）令和８年11月18日(水)

11　入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積った契約希望金額の100分の５以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の５以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　令和６年４月１日から入札保証金の納付期限の前日までの間に、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上締結し、それを証明するものを２件以上提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　令和６年４月１日から入札日の前日までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するものを２件以上提出する場合

12　入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（第10号様式）の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13　入札の無効

次の入札は無効とする。なお、(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札したとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

(6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(9) 入札者又はその代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

(10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届け出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(13) 民法（明治29年法律第89号）第95号に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14　落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込をした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち合わない者又はくじを引かない者があるときは、これに変えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15　その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定の一部として、附属書４に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(3) その他、詳細は入札説明書による。